

技能連携した定時制・通信制の衛生看護科

Senior High Schools Cooperating with Licensed Practical Nursing Schools

佐藤 実芳

Miyoshi SATO

はじめに

子ども達の「生きる力」の育成が、今日の日本の教育に求められている。学習指導要領には、変化の激しいこれからの社会を生き抜くために、子ども達に確かな学力と豊かな人間性、そして健やかな体が必要であると述べられている。

子どもの6人に1人が貧困家庭で育っているという現状、貧困の連鎖及びワーキングプア等の問題を勘案してみると、生きる力には経済的に自立する能力を身に付けることが含まれていると考えることができる。子ども達ができるだけ早期に経済的な自立を果たすことができ、生涯安定した収入の職業に従事することができれば、貧困の連鎖もなくなりワーキングプアにも陥ることはない。

高等学校への進学率が98%前後の現在、全日制課程の高等学校に進学することが当然であるという風潮がある。しかしまだ日本が経済的に豊かでなかった昭和20年代、30年代には、働きながら高等学校の定時制課程や通信制課程で学び、15歳から経済的に自立して自ら進むべき道を自らの力で切り開いていった青少年達も多かった。

上記の機能を今も持ち続けている高等学校の定時制課程及び通信制課程の一つが、准看護師養成所¹⁾と技能連携した衛生看護科である。現在、看護師²⁾を目指す場合、高等学校卒業後に看護師養成を目的とする専門学校、短期大学及び大学に進学するケースが圧倒的に多い。しかし准看護師養成所は、中学校卒業で入学することができる。15歳で准看護師養成所に入学して17歳で准看護師資格を取得し、更にランクアップした看護師資格を取得するために、働きながらその取得を目指すという方法もある。

本稿では、准看護師養成所と技能連携して普通教育のみを提供する衛生看護科に着目して、その特徴と教育の可能性について考察する。

1. 高等学校の技能連携制度

学校教育法(昭和22年3月31日)により、高等学校には全日制課程の他、定時制及び通信制課程が設けられた。教育の機会均等を実現するために、何れの課程も「中学校を卒業して勤務に従

事するなど様々の理由で全日制の高等学校に進めない青少年に対し、高等学校教育を受ける機会を与えるため」³⁾に設けられた。図1が示すように、昭和20年代、30年代にはおいては、中学校卒業後、就職しても高等学校に進学する学習意欲のある生徒（就職進学者）が4%前後いて、定時制課程及び通信制課程が勤労青少年のための教育機関として定着していた。

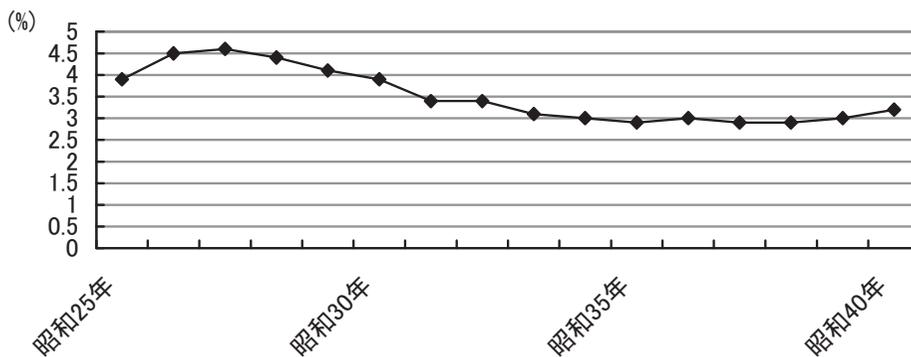


図1：中学校卒業者に占める就職進学者の割合（昭和25年3月～昭和40年3月）
 文部省、『学校基本調査』昭和40年度、付表 年次統計表 付録15より作成。

昭和28年には「高等学校の定時制及び通信制教育振興法」が制定されて、高等学校の定時制課程及び通信制課程に国による様々な補助が行われることになった。しかし図2が示すように、就職者に占める高等学校進学者の割合は昭和28年以降減少傾向に転じ、昭和31年3月卒業生より10%を切る様になった。

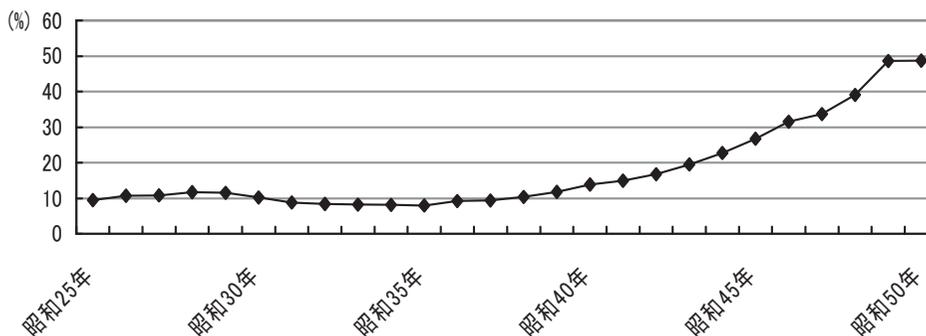


図2：中学校卒業で就職する者に占める高校進学者の割合
 (昭和25年3月～昭和50年3月)

昭和25年～40年は、文部省、『学校基本調査』昭和40年度、付表 年次統計表付録15より、昭和41年～昭和50年は、同省、『学校基本調査』昭和41年度～50年度、卒業後の調査 中学校より作成。

昭和33年4月の中央教育審議会答申「勤労青少年教育の振興方策について」において、学修の効率化を図るため、各種勤労青少年の教育訓練機関相互の関連についての提言がなされた。その提言に基づき、昭和36年に学校教育法が一部改正されて、技能連携に関する次の条文が、第45条の2として加えられた。

「高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で、文部大臣の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該教科の一部の履修とみなすことができる。

② 前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令でこれを定める。」⁴⁾

昭和35年度の高等学校の進学率は54.9%であり、そのうち2.9%が就職進学者であった。まだ半数弱の中学生が就職していた。当時、勤労青少年の実態に即して高等学校と職場とを密接に関連させることにより、定時制及び通信制教育の振興が図られたのである。その後、就職進学者の割合は徐々に上昇し、昭和50年には就職者の約半数が高等学校にも進学するようになった（図2参照）。

2. 准看護師養成所と技能連携した定時制又は通信制の衛生看護科の誕生

(1) 衛生看護科の誕生

昭和39年4月1日、日本で最初の衛生看護科が、神奈川県の大磯高等学校に設置された。設立当初は、准看護師養成に限定せず、広く女子に必要な教養を身に付けさせる女子生徒用の学科と考えられていた。しかし、昭和45年10月に看護に関する学科の学習指導要領が告示され、衛生看護科は准看護師養成を主とする学科であることが示された。そしてその後衛生看護科を設置する高等学校が、急速に増加した。

【准看護師養成所と技能連携した定時制又は通信制の衛生看護科の誕生】

昭和42年に、学校教育法施行令が一部改正され、技能教育施設の指定の基準として修業年限が3年から1年に、年間指導時間数が800時間以上から680時間以上に改められた⁵⁾。また、技能教育施設の指定等に関する規則も一部改正され、指定技能教育施設での学習を、高等学校が定める全課程修了を認めるに必要な単位数のおおむね三分の一以内から二分の一以内に改められた⁶⁾。これらの改正により、准看護師養成所と連携した定時制又は通信制の衛生看護科が誕生することになった。

准看護師養成所の修業年限は2年である。准看護師養成所と技能連携した衛生看護科の生徒は、看護師養成所で看護に関する専門科目を1・2年生で履修して准看護師受験資格を取得する。それと並行して高等学校で普通科目を学習し、准看護師養成所での履修単位数（40単位）と高等学校での履修単位数（56単位）を合わせて、高等学校を卒業した。定時制の場合、1・2年は午前中のみ医療機関に勤務し、午後から准看護師養成所に通い、その後高等学校で授業を受けるといった生活をした。その後の3・4年は、准看護師として医療機関に勤務しながら高等学校での授業を受けて、高等学校を卒業した。

准看護師養成所と技能連携した衛生看護科が開設された当時は、准看護師養成所に入学する中学卒業者が多く、その結果衛生看護科への入学希望者が多かった。例えば愛知県の場合、昭和43年度から48年度にかけて、技能連携した衛生看護科が次々新設された。

表1 愛知県立高等学校に設置された定時制衛生看護科

設置年度	学校名	生徒募集停止
昭和43年 4月	愛知県立桃陵高等学校	平成5年度
昭和45年 4月	愛知県立瀬戸窯業高等学校 ⁷⁾	昭和57年度
昭和46年 4月	愛知県立岡崎高等学校	昭和59年度
	愛知県立古知野高等学校	平成3年度
昭和48年 4月	愛知県立一宮東高等学校	昭和63年度

しかしその後高等学校卒業の准看護師養成所入学者が増加し(図3参照)、衛生看護科への入学希望者が激減した。そのためまず、瀬戸窯業高等学校が昭和57年度に生徒募集を停止した。同校に続いて、昭和59年度に岡崎高等学校、昭和63年度に一宮東高等学校、平成3年度に古知野高等学校、そして平成5年度に桃陵高等学校が生徒募集を停止して、愛知県内では、准看護師養成所と技能連携した衛生看護科は存在しなくなった。

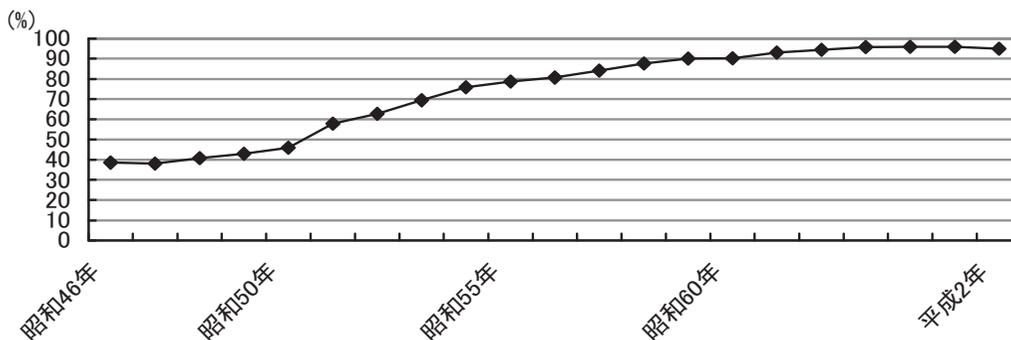


図3 准看護師養成所入学者に占めるにおける高等学校卒業者の割合

昭和46年～55年は日本看護協会『昭和55年看護関係統計資料集』42頁より、昭和56年～平成2年は、同協会『平成2年看護関係統計資料集』、42頁より作成。

3. 学校法人高千穂学園小林西高等学校

～准看護師養成所と技能連携した定時制の衛生看護科～

現在、技能連携した定時制又は通信制の高等学校の衛生看護科は、宮崎県小林市にある学校法人高千穂学園小林西高等学校の定時制の衛生看護科だけである。

(1) 学校法人高千穂学園小林西高等学校

小林西高等学校は、一般社団法人西諸医師会小林准看護学校と技能連携した定時制の衛生看護科を、平成元年度に新設した。昭和51年4月から小林西高等学校の富満政利教諭が小林准看護学校の国語の講師を勤めたことが、衛生看護科誕生のきっかけになったという⁹⁾。

現在、准看護師養成所の入学者に占める中学卒業者の比率は、全国的には5%前後である⁹⁾。しかし、小林准看護学校の場合、入学者全員が中学卒業者である。そのため、入学者全員、小林准看護学校と小林西高等学校の衛生看護科に同時に入学する。入学試験も、筆記試験は小林西高等学校で、面接試験は小林准看護学校で行われる。

(2) 教育課程及び時間割

表2は、小林西高等学校衛生看護科及び小林准看護学校に入学した生徒の4年間のスケジュールである。又、表3は小林西高等学校衛生看護科の教育課程、表4は小林准看護学校の教育課程である。

表2 小林西高等学校衛生看護科1～4年生の時間割

		月	火	水	木	金	土
1年	午前	委託実習施設	委託実習施設	委託実習施設	准看護学校	准看護学校	高等学校
	午後	高等学校	准看護学校	准看護学校			
2年	午前	臨地実習施設	高等学校	臨地実習施設	臨地実習施設	臨地実習施設	委託実習施設
	午後		准看護学校				高等学校
3年	午前	医療施設勤務	医療施設勤務	医療施設勤務	医療施設勤務	高等学校	医療施設勤務
	午後		高等学校				高等学校
4年	午前	医療施設勤務	医療施設勤務	高等学校	医療施設勤務	医療施設勤務	高等学校
	午後						

小林西高等学校・校時 終日 8：20～16：35 午後 13：00～16：40

小林准看護学校・校時 終日 8：30～17：00 午後 13：00～17：00

臨地実習 終日 8：30～16：30

一般社団法人西諸医師会、『小林准看護学校オープンスクール《小林西高等学校 衛生看護科 技能連携校》』、平成27年、3頁より作成。

表3：小林西高等学校衛生看護科の教育課程

教科	科目	1年	2年	3年	4年	単位数	備考	
国語	国語総合	1	1	2		4		
	現代文A				2	2		
地理・歴史	世界史A		2			2		
	日本史A	2				2		
公民	現代社会				2	2		
数学	数学I			2	2	4		
理科	科学と人間生活			2		2		
	化学基礎				3	3		
保健体育	体育	1	2	2	2	7		
	保健	「基礎看護」で代替						
芸術	音楽I	2				2		
外国語	コミュニケーション英語I	1	1	1	1	4		
	英語表現I			1	1	2		
家庭	家庭基礎			2		2		
情報	社会と情報	2				2		
	普通教科合計	9	6	12	13	40		
専門	基礎看護	9				9	衛生看護科専門科目に関しては『小林准看護学校』において履修	
	人体と看護	5				5		
	疾病と看護	3				3		
	生活と看護	3				3		
	成人看護	5				5		
	老年看護	1				1		
	精神看護	2				2		
	母性看護	1				1		
	小児看護	1				1		
	看護臨地実習		21			21		
	専門教科合計	30	21			51		
総合	総合的な学習	「看護臨地実習」で代替						
LHR	L.H.R.	1	1	1	1	4		
	合計	40	28	13	14	95		

出典：小林西高等学校、『平成27年度学校要覧』、12頁。

表 4：小林准看護学校の教育課程

区分	科目	規定時間	学則時間	備考
基礎科目	国語総合	35	70	小林西高校において履修
	英語I	35	70	
	体育		105	
	日本史A		70	
	世界史A		70	
	音楽I	35	70	
	情報A		70	
	LHR		70	
	小計	105	595	
専門基礎科目	人体のしくみと働き	105	105	小林准看護学校において履修
	食生活と栄養	35	35	
	薬物と看護	35	35	
	疾病の成り立ち	70	70	
	感染と予防	35	35	
	看護と倫理	35	35	
	患者の心理	35	35	
	保健医療福祉のしくみ	35	35	
	看護と法律			
	小計	385	385	
専門科目	基礎看護			
	看護概論	35	35	
	基礎看護技術	210	210	
	臨床看護概論	70	70	
	成人看護	210	210	
	老年看護			
	母子看護	70	70	
	精神看護	70	70	
	小計	665	665	
臨地実習	基礎看護	210	210	公立病院をはじめとする指定の病院
	成人看護	385	385	
	老年看護			
	母子看護	70	70	
	精神看護	70	70	
	小計	735	735	
合計		1890	2380	

出典：小林准看護学校HP 教育課程 <http://nishimoroishikai.jp/school/course>(平成27年11月26日閲覧)

① 1・2年生

最初の2年間は、准看護師試験の受験資格を得るため、小林西高等学校で基礎科目(表3参照)を、小林准看護学校で専門基礎科目と専門科目を学び、医療施設(臨地実習施設及び委託実習施設)で専門的な看護技術を学ぶ(表4参照)。臨地実習施設は約12施設(病院・医院・訪問看護ステーション・保育所等)、委託実習施設は約20施設(病院・医院)ある。保健師助産師看護師学校養成所指定規則で定められた基礎科目は105時間である。しかし小林准看護学校の場合、小林西高等学校で規定時間の5倍以上の595時間を基礎科目の学修に当てているのが特徴とも言える。

2年生の2月に宮崎県が実施する准看護師試験を受験して、合格すれば准看護師免許を取得することができる。そして3月に准看護学校を卒業する。

② 3・4年生

准看護師として西諸地区内の医療施設に勤務しながら、小林西高等学校に通学する。この期間、勤務する医療機関から月額88,000円～95,000円の給与が支給され、賞与もある。

(3) 西諸医師会小林准看護学校の生徒に対する優遇特典

西諸医師会小林准看護学校には、技能連携で高等学校に通いながら准看護師の資格を取得することができる以外にも、様々な優遇特典がある。

① 准看護師資格取得までの2年間の授業料の免除

准看護学校に在籍する2年間の学費は、小林・えびの・高原地区の医療施設及び医師会が全額負担する。この学費免除に関しては、全く返済の必要がない。

表5 授業料等免除額

	授業料	実習費	施設費	合計
2年間を通しての免除額	1,056,000円	120,000円	50,000円	1,226,000円

出典：一般社団法人西諸医師会、『小林准看護学校オープンスクール《小林西高等学校 衛生看護科 技能連携校》』、平成27年、3頁。

② 交通費の助成

西諸医師会が、スクールバスの利用料・公共交通機関利用料を助成する。小林市は対象外であるが、西小林の一部、野尻、須田地区は助成の対象となる。

③ 西諸医師会の育英金制度

入学時と2年進級時に学費以外の教材・教具等が必要になる。そのため、西諸医師会育英金制度があり、准看護師を目指す優秀な生徒に、月額10,000円が貸与される。入学時に240,000円の一括貸与も可能である。育英金は、准看護学校卒業後、小林西高等学校に通う3・4年生の間に、

月額10,000円ずつ返済することになっている。

④小林西高等学校（3・4年）に通学しながらの医療機関への勤務の保障

准看護学校の卒業者はその後2年間、小林西高等学校（3・4年）に通いながら医療機関に勤務することができ、給与（月額88,000円～95,000円）と賞与（夏期・冬期）を貰うことができる。

（4）入学状況、在校生数と進路状況

表6が小林准看護学校の入学者数である。入学者に関しては、小林西高等学校で実施される筆記試験及び小林准看護学校で実施される面接試験の結果により、両校で検討して合格者を決定している。合格の基準は、准看護師試験に合格できる能力があるかどうかのことである。平成27年度の小林西高等学校衛生看護科在籍生徒数は、表7の通りである。

表6：小林准看護学校の入学者数（平成22年度～平成27年度）

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
受験者数	31人	24人	32人	37人	32人	37人
入学者数	23人	9人	22人	20人	18人	26人

一般社団法人西諸医師会、『小林准看護学校オープンスクール <<小林西高等学校 衛生看護科 技能連携校>>』、平成27年、8頁より作成。

表7：平成27年度 小林西高等学校衛生看護科在籍生徒数

	1年	2年	3年	4年
合計	26人	17人	20人	15人
男子	4人	0人	5人	3人
女子	22人	17人	15人	12人

出典：小林西高等学校、『平成27年度学校要覧』、15頁。

表8は小林西高等学校衛生看護科卒業者の進学率である。ほとんどが看護師資格を取得するために看護専門学校等への進学である。ただし、看護系とは異なる大学や短期大学に進学した卒業生もいる。

表8：小林西高等学校衛生看護科卒業者の進学率（平成10年度～平成26年度）

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
進学率(%)	47	49	51	31	46	44	33	55	50	57	75	78	57	71	75	95	63

一般社団法人西諸医師会、『小林准看護学校オープンスクール <<小林西高等学校 衛生看護科 技能連携校>>』、平成27年、7頁より作成。

(5) 教育の特徴

学校法人高千穂学園小林西高等学校と一般社団法人西諸医師会小林准看護学校との技能連携は、他にはみられない特徴がある。

まず、第一に指摘することができることは、小林准看護学校の入学者全員が中学校卒業である。そして小林准看護学校を卒業して准看護師資格を取得するとともに、小林西高等学校を卒業することを前提に、入学時から4年間のスケジュールが組み込まれていることである。それにより、以下の3点が可能になる。

- ① 小林西高等学校を卒業することで、卒業後2年間の進学コース（看護専門学校・看護短期大学・高等学校専攻科）で看護師の国家試験を受験することができる。
- ② 小林西高等学校を卒業することで、高等教育機関に進学することができる。その際、看護系以外に進学することもできる。
- ③ 准看護師資格を取得するに際し、小林西高等学校での1・2年での授業を准看護師試験受験資格に含めることにより、看護の専門科目以外の普通教育を規定の5倍の時間受けていることである。

次に指摘することができることは、西諸医師会の協力により、他では実現できないことが以下の2点である。

- ① 地域の医療を支える准看護師養成の為に、西諸医師会が1・2年の授業料等を全額負担するため、経済的に困難な生徒でも進学可能である。
- ② 小林西高等学校衛生看護科は昼間定時制であるが、3・4年生は、西諸医師会が医療施設に勤務しながら通学することを保障している。生徒には給与が支給されるため、経済的に自立することができる、卒業後の進学に備えることもできる。

最後に指摘することができることは、小林西高等学校及び小林准看護学校の教育の在り方についてである。4年間、月曜日から土曜日まで時間割が決まっており、他の高校生とは全く違う生活スタイルで、生徒にとっては非常に忙しい毎日となる。更に2年生には、准看護師試験に合格する為の厳しい受験勉強も必要である。

中学校を卒業して入学してきた15歳の生徒達を、精神的に支えているのが小林准看護学校の教職員の方々である。全ての生徒について個人的な情報も含めて理解したうえできめ細かな指導が行われている。単に准看護師に必要な知識・技能を教えているだけでなく、生徒に一人ひとりに寄り添った精神面の指導が行き届いている。また、医療施設での実習に備えて、人として身に付けなければならないマナー等も教えられている。

また、生徒達は全員准看護師試験の合格を目指すため、生徒達の間には自ずと連帯感が生まれている。准看護師試験の合格基準は60%以上の得点獲得であるため、仲間と支えあいながら全員が合格することを目指して頑張ることができる。

2年間、生徒達は小林准看護学校及び小林西高等学校衛生看護科で学ぶことにより、准看護師

の資格を取得して、自分の力で収入を得て経済的に自立することができる。この経験により、生徒達はこれからの自らの人生を生き抜く力を身につけることができると考えられる。それとともに、同年齢の人達が楽しい高校生活を送っている間、月曜日～土曜日までの週6日間、仕事と2つの学校での厳しい学習に耐えることで、地道な努力が実を結ぶことも体験することができる。このことこそ、今の日本の子ども達に求められている「生きる力」である。

おわりに

現在、准看護師養成所への入学者の学歴がほとんど高等学校卒業以上になり、准看護師養成所と技能連携した定時制の高等学校は、本稿で取り上げた小林西高等学校1校のみになった。日本の教育界から消えつつある准看護師養成所と技能連携した衛生看護科の形態ではあるが、変わりゆく日本の教育を考える上で、小林西高等学校と小林准看護学校の教育実践は、私達に多くのことを提示している。

変わりゆく日本の社会において、今後どのような学校教育が求められるのかについて、小林西高等学校と小林准看護学校の教育実践を基に更に検討していきたい。

注

- 1) 准看護師養成所には、准看護学校、看護専門学校准看護学科などがある。本稿では、一般的な名称としては「准看護師養成所」、固有名詞としては「准看護学校」、「看護専門学校准看護学科」等の名称を用いる。
- 2) 平成14年3月施行の「保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律」により、それまで使用されていた「看護婦・准看護師(女性)」「看護師・准看護師(男性)」から、男女の区別のない「看護師・准看護師」へと変更された。本稿では、全般的な記述は「看護師」「准看護師」を用いるが、必要な場合は「看護婦」「准看護婦」を用いる。
- 3) 文部省、『学制百年史』、昭和47年、728頁。
- 4) 現在の学校教育法では、第55条に以下のように定められている。
「高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該教科の一部の履修とみなすことができる。」
- 5) 現在の学校教育法施行令では、第33条第2項に定められている。
- 6) 現在の技能教育施設の指定等に関する規則では第7条第2項に定められている。
- 7) 愛知県立瀬戸窯業高等学校定時制課程は、昭和49年4月に愛知県立瀬戸南高等学校として独立した。しかし生徒数減少により、昭和59年4月に愛知県立瀬戸窯業高等学校に一括移管され、再び同校の定時制課程となった。本稿では、統一して愛知県立瀬戸窯業高等学校と記載する。
- 8) 小林西高等学校図書館編、『いずみ』第14号、小林西高等学校図書館、昭和58年、11頁。

- 9) 平成27年5月に公益社団法人日本医師会が実施した『平成27年医師会立助産師・看護師・准看護師学校養成所調査』によると、平成27年度の准看護師課程入学者の最終学歴は、中学卒業が5.1%（うち高等学校中退が3.4%）、高等学校新卒が28.0%、高等学校既卒が50.4%、短期大学卒業が7.5%、大学卒業が9.0%である。

参考文献

1. 愛知県高等学校定時制通信制教育30周年記念会編、『愛知の定通教育』、昭和54年。
2. 愛知県高等学校定時制通信制教育40周年記念会編、『愛知の定通教育』、昭和63年。
3. 一般社団法人西諸医師会、『小林准看護学校オープンスクール《小林西高等学校 衛生看護科 技能連携校》』、平成27年。
4. 学校法人高千穂学園小林西高等学校、『平成27年度学校要覧』。
5. 小林西高等学校図書館編、『いずみ』第14号、小林西高等学校図書館、昭和58年2月。
6. 日本看護協会、『看護関係統計資料集』昭和55年、平成2年、日本看護協会出版会。
7. 宮崎県医師会広報委員会、『日州医事』第774号、平成26年2月。